

平成23年8月9日

入間市長 木下 博 様

入間市国民健康保険運営協議会
会 長 茂木 勇 夫

答 申 書 (案)

入間市国民健康保険運営協議会は、平成23年7月12日に諮問された入間市国民健康保険税賦課限度額の改定について2回の協議会を開催し、審議を行いました。

このたび、審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 平成24年度以降、下表のとおり入間市国民健康保険税賦課限度額を改定することが望ましい。

	医療給付分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

2 審議内容

当市は平成10年度から賦課限度額を改定しておらず、厳しい財政状況が続いています。近年、一般会計からの法定外繰入金は国民健康保険特別会計歳入総額の7%前後となっております。また、国では、賦課限度額を全国健康保険協会の本人負担限度額を参考に今後も段階的に引き上げる検討をしています。

このような状況の中で、賦課限度額を法定限度額に合わせることは妥当であるとの結論に全会一致で判断をしたものです。